

## 山口市上下水道事業建設工事における元請・下請適正化 指導要綱

山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事の下請契約に係る元請負人及び下請負人が遵守すべき事項及び契約担当者が行う指導の基準については、山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱（以下「要綱」という。）の例による。

2 前項の場合において、要綱中「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」とあるのは「山口市上下水道事業入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」と、「山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱」とあるのは「山口市上下水道事業建設工事における元請・下請適正化指導要綱」と読み替えるものとする。

3 要綱第3条第1項及び第2項並びに前項に掲げるもののほか、要綱中「市」、「市長」及び「山口市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に入札公告、入札通知等を行う建設工事に係る工事費内訳書について適用する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。